

## 支え合い型ヘルプサービスって?

京都市が定める研修を修了した従事者等が、自宅を訪問し、

掃除,洗濯,買い物,調理などの生活の支援をする訪問型サービスです。



以下のようなサービスを受けることはできません。



- ・お風呂やトイレの介助などの身体介護
- ・利用者の家族のための家事や来客の対応などの 直接利用者の援助に該当しないサービス
- ·草むしり、ペットの世話、大掃除、窓のガラス磨き、正月の準備などの 日常生活の援助の範囲を超えるサービス





\ 手続きが簡単です!∕

事業対象者とは、地域包括支援センター又は 区役所・支所窓口で実施する「基本チェック リスト」によって基準に該当し、届出をされた方 です(65歳以上のみ)。

利用料 (※令和元年10月1日現在)	支え合い型ヘルプサービス (訪問型サービス) 単独で 利用する場合の利用料	複数の訪問型サービスと 組み合わせる場合の 利用料
週1回程度	883円(月単位の定額)	202円(1回あたり)
週2回程度	1, 765円(月単位の定額)	205円(1回あたり)
週2回程度を超える場合	2,800円(月単位の定額)	215円(1回あたり)

相談窓口 各地域包括支援センター 又は 区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当

## ★事例★市内に住むAさん(85歳)

かがみこみ動作が難しくなり、家事がしにくくなった A さんが、地域包括支援センター(以下:包括)に相談しました。包括が、 A さんの生活状況、住環境等を確認し、対応方法を検討しました。その後、 A さんと相談のうえ、サービス利用を提案しました。 A さんが了承後、包括と支え合い型へルプサービス事業所が調整し、利用につながりました。



## 利用者の声

- ・トイレ掃除や、腰痛でかがみにくいため難しくなったお風呂掃除をしてくださり、助かります。
- ・カボチャなど、固い物が切りにくいため、切ってもらいます。おかげで、大好きな料理も継続することができて嬉しいです。

## 担い手の声

- ・人の役に立ちたいと思い,担い手 養成研修を受講しました。
- (※担い手になるには、研修受講が必須。)研修で習ったことも役にたち、活動は、自分自身の生きがいにもなっています。

